

(地Ⅱ191)
平成28年12月13日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 道永麻里



最近の学校保健の動向について(情報提供)

日本医師会学校保健委員会には、文部科学省がオブザーブで出席し各種の情報提供が行われております。今般、文部科学省より、都道府県医師会担当理事にその情報(抜粋)を提供することにつき了承が得られましたので、お送りいたします。

日本人の2人に1人はかかる「がん」の教育について資料をお送りいたします。

なお、がん教育に関する政府と文部科学省のスケジュールでは、学習指導要領の改訂の必要性について検討することとなっておりますので、ご参考までに、学習指導要領に関する資料も添付させていただきました。

ご査収いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上



平成28年11月17日（木）
日医会館506会議室

学保XXⅧ0104

第1回 学校保健委員会 文部科学省説明

最近の学校保健の動向（抜粋）

●
初等中等教育局 健康教育・食育課
学校保健対策専門官
北原 加奈子



文部科学省

MEXT

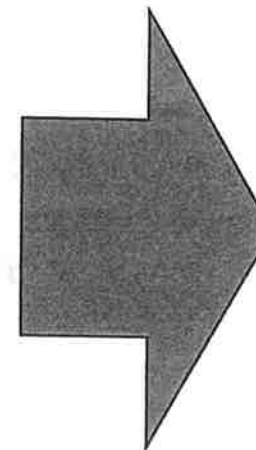
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

がん教育

○「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
政府	がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)【平成24年度～平成28年度までの5年間】 ○がんの教育・普及啓発 5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする				
		政府成長戦略での「がん教育」の位置付け			
文部科学省	「がんに関する検討委員会」 日本学校保健会主催 (文部科学省補助金) ○有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討	①「がん教育」の在り方に関する検討会 文部科学省主催 ○1年目 「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討 ・報告書の作成 ○2年目 「がん教育」に必要な教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討 ○3年目 「がん教育」に必要な教材等の修正 ・外部人材の活用方法等について検討 ※「がん教育」推進のための準備期間			
		②モデル事業の実施 期待される成果 ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など ○1年目 希望地域において、事業を実施。 ○2年目 基本方針を基に1年目の実施地域を中心に、地域を絞って実施。 ○3年目 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。 学習指導要領改訂の必要性について検討			

平成29年度から全国展開



学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要 平成27年3月

1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策推進基本計画で、5年以内に、「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

(1)がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

(2)がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようにする
- ②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

(3)がん教育の具体的な内容

- | | | | |
|---|--------------|---|--------------|
| ア | がんとは(がんの要因等) | カ | がんの治療法 |
| イ | がんの種類とその経過 | キ | がん治療における緩和ケア |
| ウ | 我が国のがんの状況 | ク | がん患者の生活の質 |
| エ | がんの予防 | ケ | がん患者への理解と共生 |
| オ | がんの早期発見・がん検診 | | |

(4)留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

(1)がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

(2)外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

(3)研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部講師に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

(4)がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

(5)教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。14 5

トップ>教育>学校保健、学校安全、食育>学校保健の推進>がん教育

がん教育

- 学校におけるがん教育の在り方について(報告)
- がん教育推進のための教材
- 外部講師を用いたがん教育ガイドライン

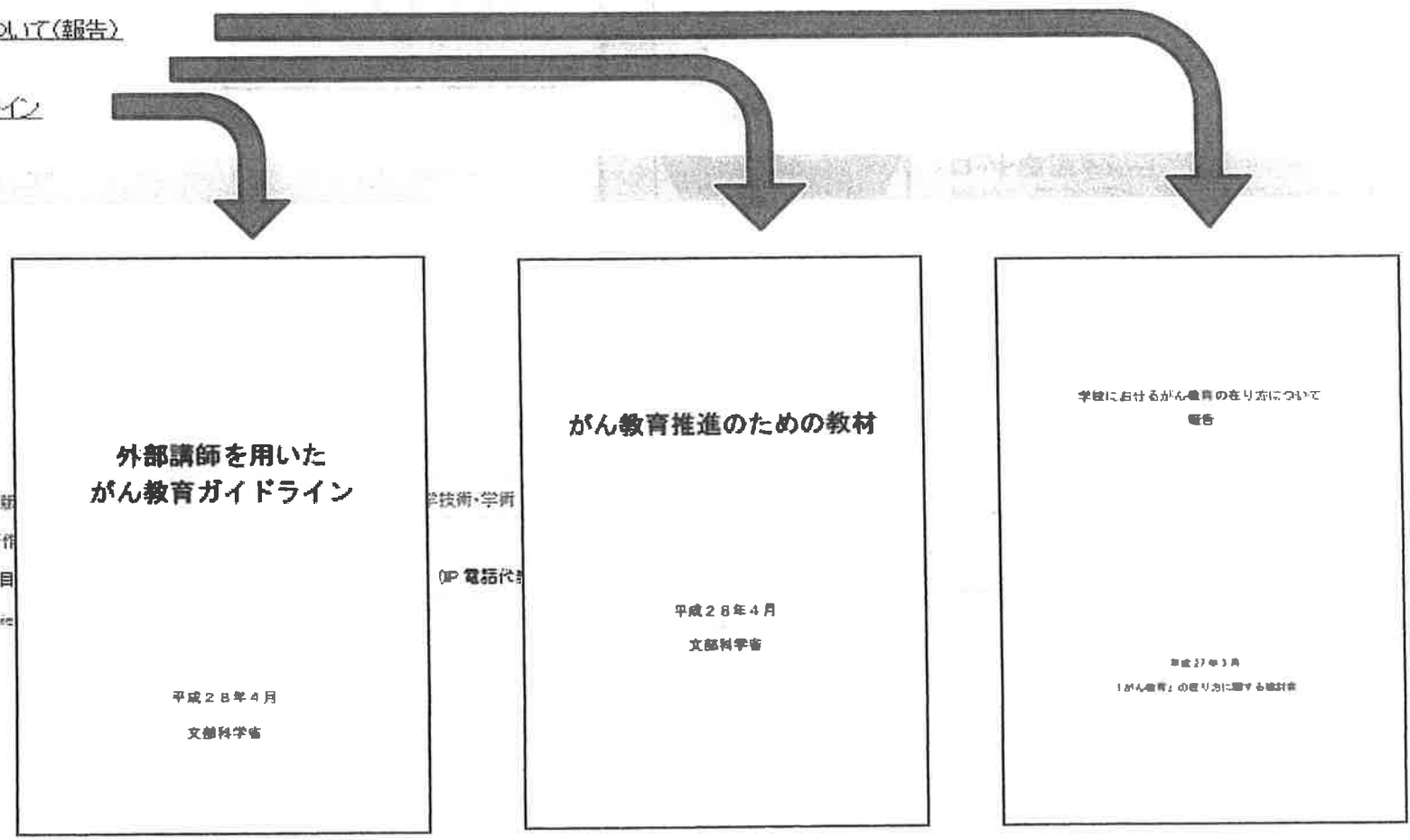
お問合せ先

初等中等教育局健康教育・食育課

(健康教育・食育課)

— 登録:平成28年04月 —

会見・報道・お知らせ 政策・審議会 白書・統計・出版物
御意見・お問合せ プライバシーポリシー リンク・著作権
文部科学省 〒100-8950 東京都千代田区霞が関三丁目
Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



平成28年度がんの教育総合支援事業

(前年度予算額：15,868千円)

28年度予定額：31,960千円

背景

- ・平成24年度から平成28年度までの5年間を対象とした新たな「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんを負けることのない社会」を目指すこととしている。
- ・平成26年度に文部科学省に設置した「がん教育」の在り方に関する検討会が取りまとめた報告書(H27.3月)においても、今後、モデル校等における取組を中心に教材の作成や外部指導者の活用等について検討し、その成果を踏まえたがん教育を29年度以降全国に展開することを目指すこととしている。

学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」を推進する必要性

事業概要

国による取組

◆検討会の開催

有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置し、各都道府県で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等を行う。

◆スライド資料等の作成

児童生徒の発達の段階を踏まえ、科学的根拠に基づいた内容に沿って指導を進める必要があるため、映像を含めた分かりやすい教材の開発とその活用方法を示した指導参考資料を作成する。

相互に連携

都道府県等への委託事業

◆実践推進事業の実施

(26箇所、138校)

平成29年度からの全国展開に向け、各都道府県等においてパイロット事業を行う。

●検討会報告書(H27.3月)を踏まえた事業の実施

- ・国において作成する教材の活用
- ・外部指導者の活用
- ・衛生主管部局との連携
- ・研修会の実施 等

成果

- 学校教育全体の中で、がん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化
- 自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す。

外部講師を活用したがん教育の進め方

基本的な方針

① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する

地域や学校の実情に応じて、学校医、がん専門医、がん患者、がん経験者など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと外部講師を活用したがん教育を実施する。

② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う

保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行う。学級担任や教科担任、保健主事などが中心となって健康教育の一環として企画し、必要に応じ、養護教諭とも連携する。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

③ 発達段階を踏まえた指導を行う

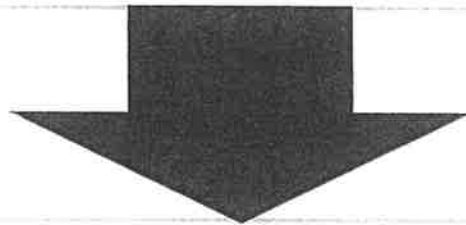
小学校では、主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことを主なねらいとする。中学校、高等学校では主として、科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとし、保健体育等での指導後に外部講師を活用したがん教育を行うなどの工夫を行う。また、学校保健計画に位置付けるなど計画的に実施することが望ましい。

※ 授業計画の作成に当たっては、授業を企画する教員が主体となるよう留意する

まとめ

健康に関する国民の基礎的教養として身に着けておくべきものとなりつつあるがんについて、児童生徒が正しく理解することや、がんを通して自他の健康と命の大切さについて学ぶことは、大変意義のあること

文部科学省では、「がんの教育総合支援事業」を通じて、都道府県におけるがん教育を推進するための組織体制の整備や教材の開発など、学校ががん教育を実施しやすい環境整備に努めてきたところ



一方で、

- より効果的ながん教育が実施されるよう、指導の在り方・方法の充実が必要
- 教職員や外部講師に対する研修の機会が必要

などの課題もあることから、今後も、学校教育におけるがん教育の充実に向け、関係諸機関とも連携をしながら推進していく

平成29年度がんの教育総合支援事業

(前年度予算額：31,960千円)
29年度予定額：34,538千円

背景

- ・がん対策基本法に基づく第二期がん対策推進基本計画(H24～H28)では、教育の重要性に鑑み、子供に対するがん教育の在り方を検討し、検討結果に基づく、教育活動を実施することが目標とされている。
- ・文部科学省では、平成29年度からの全国展開を目指し、平成26年度～28年度にモデル事業を実施するとともに、がん教育の在り方について検討を進めてきたところ。
- ・今後は、モデル事業の成果と課題を踏まえた上で、その内容を全国に普及するとともに、より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実が必要となる。

がんの教育総合支援事業(平成26年度～)の成果及び課題

◆成果

- モデル校における授業実施後、児童生徒のがんに対する知識や意識の向上※
 - ・がんの学習は、健康な生活を送るために重要だ
(71.5%→87.5%)
 - ・日頃から、健康な体づくりに取り組もうと思う
(54.2%→70.3%)
 - ・がん検診を受けられる年齢になったら、検診を受けようと思う
(54.4%→71.7%)
- 協議会の設置により、保健福祉部局、医師、学識経験者、がん経験者等のネットワークの構築
- がん教育の指導方法の確立(参考となる教材や手引きの作成)

※ 平成27年度モデル校アンケートより

◆課題

- 外部講師の確保が困難(全校実施にあたり)
→平成27年度事業でガイドラインを作成
- 発達段階に応じた教材や指導案等が必要
→平成27、28年度事業で参考となる教材等を作成
- がん教育を展開するにあたり、保健福祉部局、医師、学識経験者、がん経験者等関係者の更なる連携強化が必要
→モデル事業の成果を踏まえて各自治体において実施
- 教員のがんについての正しい知識や理解が不十分
- 外部講師への学校での指導方法等についての研修等が不十分
- 教材や外部講師を活用した指導の在り方・方法等の充実

平成29年がんの教育総合支援事業

◆がん教育を実施する教員・外部講師等の指導の充実

全国展開に向けて、教員及び外部講師の質の向上や指導方法の充実に継続して取り組む必要がある。

○教員や外部講師の資質向上を目的としたがん教育研修会の実施

教員にはがんについての正しい知識や理解を、外部講師には学校でがん教育を実施する上での指導方法や留意点を研修

○地域や学校の実情を踏まえたがん教育の指導の在り方・方法の充実

先進校における公開授業、地域の実情に応じた教材の開発 等

がん教育推進の体制整備に伴う平成29年度定員要求について

背景

- がんは、生涯のうち2人に1人がかかると推測されており、また、昭和56年から30年以上死因の第1位であり続けていることから、国としてがん対策は重要な課題。
- がん予防には喫煙・飲酒・生活習慣への対策が重要であることや、多くのがんは早期発見をすれば約9割が治ることなどが医学的に明らかになっており、国民の生活習慣の改善やがん検診の受診率の向上が強く求められている。※健康日本21、がん対策推進基本計画 等より
- **がん対策基本法**（H18法律第98号）に基づく**第二期がん対策推進基本計画**（H24年6月閣議決定）や、**がん対策加速化プラン**（H27年12月）において、学校におけるがん教育を推進する必要性について言及。文部科学省ではH26年度より**がんの教育総合支援事業**を実施し、がん教育を推進。
- 今まではモデル地域で**限定的**にがん教育が実施されてきたが、今後は**全国での円滑な実施**に向け、他省庁や関係機関等とも連携して取組を進める必要がある。

課題

H27年度のモデル事業により新たに明らかとなった課題

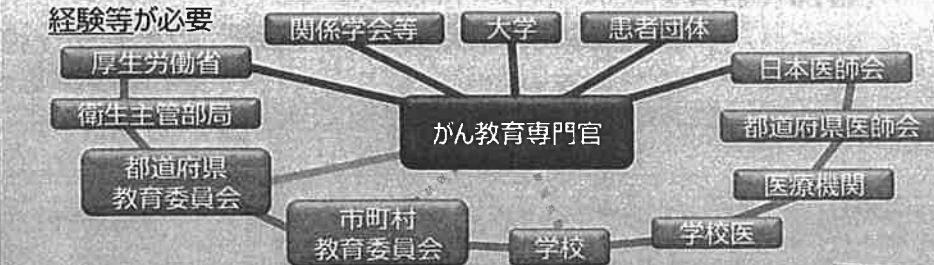
- 教職員のがん及びがん患者に対する知識が不十分
- 外部講師において発達段階を踏まえた指導の理解が不十分
- 外部講師の確保が困難
- がん患者及びその家族である児童生徒等への対応が困難
- がん教育の評価指標がなく評価が困難

- 教職員を対象とした研修が必要。
- 外部講師を対象とした研修が必要。
- 厚生労働省、医師会、関係団体、教育委員会等との連携構築が必要。
- 当該児童生徒等への対応の在り方の検討が必要。
- がん教育の効果を測定できる評価指標の開発が必要。

がん教育専門官の役割

1) 対外的な調整業務：多機関との高度な調整

- ◆ 専門官は、教育行政に加え、がんに関する厚生行政・医学的知見に精通する必要
- ◆ 相互に利害関係のある各関係者・機関と交渉し、調整が必要
- ◆ 交渉・調整相手は、高度専門職の団体（医師会等）の役員等であり、それに見合う経験等が必要



- 外部講師確保、医学的知見に関する調整
- 研修体制構築、教育的知見、がん教育の普及啓発等に関する調整
- 各種団体同士の連携がスムーズに進むよう、必要に応じてサポート

※ このほか、ヒアリング、現地視察、がん対策推進協議会等への対応など、各種団体との調整が日常業務的に必要

2) 政策立案

a. 教職員、外部講師に対する効果的な研修体制の構築・実施

- ・ 最新の教育的知見、医学的知見、関係法令等を踏まえ、関係機関等との連携の下、教職員及び外部講師に対する研修体制を構築・実施
- ・ がん教育を通じた教員のカリキュラム・マネジメントの実践について検討し、研修プログラムを作成。

b. がん教育の在り方の見直し

- ・ 各種課題を把握し対応策提示、最新の知見に基づく教材の更新。

c. がん教育の評価指標の開発

- ・ 関係機関等の意見を取りまとめ、効果的な指標を開発し評価を実施。

課長補佐級の中でも高度の専門性と経験を備えた6級相当でなければ遂行困難！

期待される成果

- 教職員を対象とした研修の実施 → 教職員の理解の促進
- 外部講師を対象とした研修の実施 → 教員のカリキュラム・マネジメント能力の育成
- 連携体制の構築 → 発達段階を踏まえた効果的ながん教育の展開
- がん教育の在り方の見直し → 外部講師確保の推進
- がん教育の評価指標の開発 → 教育現場の課題に対応したがん教育の展開
- 時代の変化に対応した教材の見直し
- がん教育の効果の評価実施を踏まえた事業の効率化

効果的な
がん教育
の実施

生涯の健康の
保持増進
→生活習慣の改善 等

国のがん対策への
貢献11 20
→がん検診受診率の向上 等

學習指導要領

学習指導要領（解説）等の位置付けについて

➤ 教育課程に関する法制上の仕組み

◆ 学校教育法：

各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

◆ 学校教育法施行規則（省令）：

各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。

◆ 学習指導要領（告示）：

教育課程全般にわたる配慮事項や「総合的な学習の時間」の取扱いなどの総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

◆ 学習指導要領解説（文部科学省著作物）：

総則及び各教科、道徳、特別活動について、学校種ごとに、学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

➤ 教育課程編成の基本的考え方

◆ 国：

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定

◆ 教育委員会（設置者）：

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定

◆ 学校（校長）：

学校や地域、児童生徒の実態等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

学習指導要領とは何か？

- 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。
- 「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。
- 各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

主体性・多様性・協働性
学びに向かう力
人間性 など

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点から
の不断の授業改善)

学習評価の充実
カリキュラム・マネジメントの充実

何を知っているか
何ができるか

個別の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等